

## 社会福祉法人芽生会 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芽生会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規程に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は支給しないものとする。

2 職員を兼務する役員は、職員の給与規程に基づき職員給与を支給する。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により費用弁償する。

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1. この規程は、平成29年6月16日より実施する。